

## 広島県自転車活用推進計画について

道 路 企 画 課

### 1 要旨

計画期間を令和2年度末までとしていた広島県自転車活用推進計画<sup>\*</sup>について、令和3年4月から次期計画が策定されるまでの間は現計画に基づく取組を継続することとする。

### 2 次期計画の策定について

次期広島県自転車活用推進計画は、今後策定を予定している自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）や、現在国において検討中の次期「自転車活用推進計画」の内容を踏まえ、今年度秋頃の策定に向けて作業を進める。

※広島県自転車活用推進計画（H31. 3策定）の概要

計画の位置づけ	自転車活用推進法第10条において、都道府県は「(国が定める) 自転車活用推進計画を勘案して、都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない」とされている。
計画期間	令和元年度から令和2年度までの2年間
対象地域	広島県全域
基本理念	安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かで活力ある地域づくり
政策目標・実施施策と主な取組	基本理念、現状の課題、県民のニーズ等を踏まえ、「まちづくり」、「スポーツ・健康」、「観光」、「交通安全」の4つの分野ごとに、目指す姿の実現のため政策目標・実施施策とその取組を設定している。